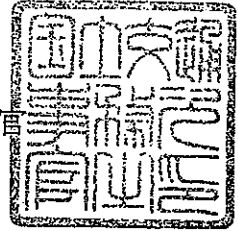




平成26年5月1日
国土鑑第9号の4

神奈川県知事 殿

国土交通事務次官



不動産鑑定士が不動産に関する価格等調査を行う場合の業務の目的と範囲等の
確定及び成果報告書の記載事項に関するガイドライン等の一部改正について
(通知)

今般、不動産鑑定評価基準及び不動産鑑定評価基準運用上の留意事項が一部改正され、平成26年5月1日付け国土鑑第8号の4をもって通知したところですが、これに伴い、「不動産鑑定士が不動産に関する価格等調査を行う場合の業務の目的と範囲等の確定及び成果報告書の記載事項に関するガイドライン」及び「不動産鑑定士が不動産に関する価格等調査を行う場合の業務の目的と範囲等の確定及び成果報告書の記載事項に関するガイドライン運用上の留意事項」(以下「ガイドライン等」という。)について、所要の規定の整理を行う必要があるため、別添1及び別添2のとおり改正を行ったので、通知します。

については、貴職の登録に係る不動産鑑定業者に対して周知徹底をしていただきますようお願いいたします。

あわせて、貴所属の職員、貴管下市町村等で、不動産の評価等に関係する者に対して周知いただきますようお願いいたします。

なお、この改正は、平成26年11月1日から施行し、改正後のガイドライン等は、同日以後に契約を締結する価格等調査業務から適用するものであることを申し添えます。